

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

産業振興部 商工振興課

許認可等の内容		商工会の総会又は総代会招集の承認
根拠法令等及び条項		商工会法第42条第5項
標準 処理 期間	根拠条項	未設定
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	標準処理期間	日
審査 基準	根拠条項	商工会法 第42条第5項
	参考事項	商工会法第48条 商工会法第60条 商工会法第60条の規定により都道府県が処理する事務に関する政令 栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>1 総会又は総代会招集に対する承認（法第42条第2項、第5項）</p> <p>会員が、総会員の5分の1以上の同意を得て、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を会長に提出して総会又は総代会の招集を請求した場合において、当該請求をした日から2週間以内に会長が総会又は総代会の招集の手続をしないときは、市長の承認を得て総会又は総代会を招集することができる。会長の職務を行う者が不在の場合において、会員が総会員の5分の1以上の同意を得たときも、同様とする。</p>	